

## 報告資料 12

### 押印見直しに伴う教育委員会要綱の改正について（報告）

行政手続における押印見直しに関しては、令和3年度に、主に市民が行う行政手続について一定の対応を図ってきたところだが、行政のDXを推進しスマート自治体を実現するため、令和6年度より総合行政情報システム（電子決裁）を導入することを契機として、再度、行政手続きにおける押印を見直した。教育委員会事務局において改正した要綱は、下表のとおりである。

（令和6年3月1日現在）

所管部署	例規類名	条項
指導課	昭島市スクールインターンシップ事業実施要綱	第1号様式 第3号様式 第4号様式 第6号様式 第7号様式 第8号様式 第9号様式 第11号様式 第12号様式 第14号様式 第15号様式
指導課	欠勤等を行った昭島市立学校職員の取扱いに関する要綱	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式

今回の改正は、申請書等様式中の押印規定を削除した。